公共神第 154 号
令和５年 10 月 17 日

任意継続組合員　様

公立学校共済組合神奈川支部長

令和５年度被扶養者の検認事務について（依頼）

このことについて、地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条に基づき、被扶養者の認定状況を確認する「検認事務」（以下、「検認」という。）を行います。

つきましては、同封の「令和５年度検認事務被扶養者申立書（別紙１）」を被扶養者ごとに記入し、必要書類を添付のうえ、提出期限までに給付グループへ提出してください。

被扶養者が複数いる場合は、「令和５年度検認事務被扶養者申立書」（別紙１）、「給与等支払証明書」（別紙５）は、コピーして御使用ください。

１　検認対象者

15歳以上（義務教育終了）～75歳未満の被扶養者。

認定時に令和５年度の市町村民税・県民税課税（非課税）証明書を提出した被扶養者と、義務教育終了前の被扶養者の検認は行いません。

２　組合員の提出書類

（１）令和５年度検認事務被扶養者申立書（別紙１）
（２）添付書類 ･･･（別紙１）４（１）から（３）の書類

３　提出期限

令和５年 11 月 30 日（木）

共済組合窓口への提出書類の持参は御遠慮ください。

書類を提出後、不備があった場合は給付グループから御連絡します。不備等の連絡がない場合、検認は完了です。

書類の提出がない場合や検認が完了しない場合は、遡って認定を取り消します。

【裏面に続く】

【地方公務員等共済組合法施行規程（抄）】

第九十七条　組合は、組合の定めるところにより、組合員証の検認又は更新をするものとする。

２　組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

３　組合は、前項の規定により組合員証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。

４　第一項の規定により検認又は更新を行なった場合において、その検認又は更新を受けない組合員証は無効とする。

問合せ、提出先
給付グループ　吹越、前村
電話　(045)210-8179
〒231-8309
横浜市中区日本大通５－１